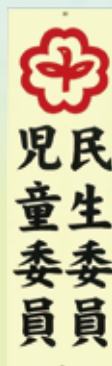


民生委員・ 児童委員とは？

民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために地域にお住まいの方が選ばれ、身近な相談相手として活動しながら関係機関への「つなぎ役」を担います。

また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、子育てに関する様々な相談や支援も行っています。

活動は無報酬でボランティアです。



どんな活動をしているの？

子育てに 関すること

子育てサークルへの参加
児童虐待防止
子育ての悩み
など

福祉に 関すること

家族の介護
福祉サービスの
紹介
など

生活・健康に 関すること

生活保護の手続き
生活福祉資金
健康・医療
など



主任児童委員 とは？

民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名されて、児童福祉に関する活動を専門に担当しています。いじめ・不登校・児童虐待など相談内容に応じて、地域の関係機関と連携を図り、地域担当の児童委員の活動をサポートしています。



相談内容は秘密にしてもらえるの？

- 民生委員・児童委員、主任児童委員は、秘密を守る義務が法律で決められています。個別の相談など活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。この義務は、民生委員・児童委員、主任児童委員の退任後にも及びます。

